

Ⅲ 動物の虐待等の判例等

①動物の愛護及び管理に関する法律の違反人員

(単位：人)

年 別			通常受理	起 訴	不起訴
昭和	49年	1974	13	8	4
	50年	1975	6	4	1
	51年	1976	6	4	9
	52年	1977	9	3	4
	53年	1978	5	4	3
	54年	1979	6	3	3
	55年	1980	4	2	1
	56年	1981	10	5	1
	57年	1982	5	2	5
	58年	1983	6	3	1
	59年	1984	6	3	3
	60年	1985	3	2	2
	61年	1986	5	3	0
平成	62年	1987	5	2	4
	63年	1988	3	0	3
	元年	1989	7	3	3
	2年	1990	3	2	2
	3年	1991	7	4	1
	4年	1992	11	4	0
	5年	1993	9	4	4
	6年	1994	11	2	9
	7年	1995	2	3	1
	8年	1996	12	1	11
	9年	1997	12	5	7
	10年	1998	8	4	4
	11年	1999	3	0	3
	12年	2000	14	4	11
	13年	2001	18	7	10
	14年	2002	39	18	22
	15年	2003	12	3	9
	16年	2004	27	8	21
	17年	2005	47	15	27
18年	2006	48	12	35	
19年	2007	51	14	36	
20年	2008	72	21	47	
21年	2009	54	24	36	
22年	2010	58	18	41	
23年	2011	55	9	47	
24年	2012	46	16	32	
25年	2013	49	10	32	
26年	2014	71	21	51	
27年	2015	89	27	55	
28年	2016	94	33	57	
29年	2017	109	38	73	

出典：検察統計年報

注) 起訴または不起訴が翌年に繰り越される場合もあるため、それらの人数の合計と通常受理数とが一致しない年もある。

②判例の一覧

	種類	事件発生年月日	起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
1	殺傷	2009/5/2頃 ～17頃	不明	2009/07/09	山形地方裁判所	<p>被告人は、</p> <p>第1 平成21年(2009年)5月2日ころから同月17日ころまでの間、山形県寒河江市(以下略)の被告人方鳩舎において、飼養していた「いえばと」に給餌を止めて衰弱させた上、首を引っ張るなどして「いえばと」約125羽を死亡させ、もって愛護動物をみだりに殺し、</p> <p>第2 同月15日午後6時ころから同月17日午後8時20分ころまでの間、別紙記載のとおり、前後2回にわたり、山形県寒河江市大字柴橋字山田368番1先東側用水路ほか1か所において、廃棄物である「いえばと」の死体合計約125羽をみだりに投棄し</p> <p>たものである。</p>	<p>判決 懲役6月 (執行猶予3年)</p> <p>注：廃棄物処理法との併合罪による量刑</p>
2	殺傷	2011/11/1, 11/2, 11/7	不明	2012/5/23	横浜地方裁判所 川崎支部	<p>被告人は、</p> <p>第1 猫を虐待の上殺傷する目的で、猫を詐取しようとして、</p> <p>1 平成23年(2011年)(中略)11月1日午後2時10分頃、上記被告人方居室内において、猫2匹を譲り受け、</p> <p>2 同月2日午後5時20分頃、前記被告人方居室内において(中略)猫2匹を譲り受け、</p> <p>3 同月6日、前記被告人方居室内において(中略)猫1匹を譲り受け、</p> <p>もってそれぞれ人を欺いて財物を交付させ、</p> <p>第2</p> <p>1 同月1日午後4時頃、前記XXハウス階段上において、第1の1で譲り受けた猫2匹を同所から放り投げ、約9.87メートル下方の路上に衝突させた上、同所付近において、1匹の猫の頭部を左足で踏みつけて殺し、もう1匹の猫の顔面を壁にたたきつけて殺し、もって愛護動物をみだりに殺し、</p> <p>2 同月2日午後8時頃、前記被告人方居室において、第1の2で譲り受けた猫2匹のうち1匹の猫の顔面を床に数回たたき付け、もう1匹の猫の顔面を左手で数回殴打し、もって愛護動物をみだりに傷つけ、</p> <p>3 同月7日午前3時30分頃、川崎市麻生区XX先路上において、第1の3で譲り受けた猫1匹を同所から約6.3メートル下方の鶴見川に投げ捨て、同猫を溺死させ、もって愛護動物をみだりに殺した</p>	<p>判決 懲役3年 (執行猶予5年)</p> <p>注：詐欺罪との併合罪による量刑</p>
3	殺傷	2012/8/9頃	不明	2012/11/22	広島地方裁判所	<p>被告人は、平成24年(2012年)8月9日頃、広島市南区(以下略)被告人方において、飼養していたねこ1匹に対し、拳骨で頭部を数回殴るなどして、下唇剥離等の傷害を負わせ、もって愛護動物をみだりに傷つけた。</p>	<p>判決 罰金60万円</p>
4	殺傷	2010/ 10月上旬頃	不明	2013/3/12	さいたま 地方裁判所	<p>被告人は、</p> <p>第1 平成22年(2010年)10月上旬頃、埼玉県三郷市(以下略)所在の被告人方敷地内において、小動物捕獲用ケージを用いて捕獲した猫を、捕獲用ケージの外から、その喉付近を杭等で複数回突き刺して弱らせた上、捕獲用ケージに入れたまま生き埋めにして殺し、もって愛護動物をみだりに殺した。</p> <p>(後略)</p>	<p>家庭裁判所に移送</p> <p>注：少年事件である</p>

種類	事件発生年月日	起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
5 殺傷	2016/2/27	不明	2016/10/7	札幌地方裁判所 浦河支部	<p>被告人は、北海道公安委員会から許可を受けて猟銃及び有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃1丁を所持しているものであるが、法定の除外事由がないのに、平成28年(2016年)2月27日午後9時30分頃から同日午後10時30分頃までの間、北海道a町b番地有限会社A敷地内において、</p> <p>第1 Aが飼育する馬(B)に向け、前記猟銃を発射し、その弾丸を同馬に命中させて同馬を死亡させ、</p> <p>第2 Aが飼育する馬(C)に向け、前記猟銃を発射し、その弾丸を同馬に命中させて同馬を死亡させ、</p> <p>もって法律の規定に違反して猟銃を発射し、愛護動物をみだりに殺したものである。</p>	判決 懲役1年 (執行猶予4年)
6 殺傷	2016/3/24～ 2017/4/17	不明	2017/12/12	東京地方裁判所	<p>被告人は、埼玉県A市XXXにおいて、</p> <p>第1 別表1記載のとおり、平成28年(2016年)4月2日から平成29年(2017年)4月17日までの間、前後9回にわたり、猫を金属製捕獲器に閉じ込めた上、その全身に熱湯を数回かけるなど別表1の「犯行の態様及び死因」欄記載のとおり(注)の態様(注)、死因により、猫合計9匹を死亡させ、もって愛護動物をそれぞれみだりに殺し、</p> <p>第2 別表2記載のとおり、平成28年(2016年)3月24日から平成29年(2017年)2月15日までの間、前後4回にわたり、猫を金属製捕獲器に閉じ込めた上、その全身に熱湯を1回かけるなど別表2の「犯行態様」欄記載のとおり(注)の態様(注)により、猫合計4匹にII度以上の熱傷の傷害を負わせ、もって愛護動物をそれぞれみだりに傷つけた。</p> <p>注：捕獲器で捕まえた猫に、熱湯を繰り返し浴びせかけたり、ガストーチの炎であぶったり、パイプに取り付けたロープでその首をつるし、熱湯を満たした缶に漬けたりするといった態様</p>	判決 懲役1年10か月 (執行猶予4年)
7 虐待	2018/ 1月初旬～ 2/15	不明	2018/6/6	大垣簡易裁判所	<p>被告人は、平成30年(2018年)1月初旬頃から同年2月15日までの間、岐阜県大垣市(以下省略)所在の被告人所有物件内において、みだりに、犬2頭に対し、給餌及び給水をやめて衰弱させるとともに、排せつ物が堆積した同所で飼養し、もって愛護動物に対し、虐待を行った。</p>	判決 罰金10万円

	種類	事件発生年月日	起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
8	殺傷	2017/11/17, 12/1	2018/5/11	2018/8/8	奈良地方裁判所	<p>被告人は、</p> <p>第1 平成29年(2017年)11月17日頃、B市a町b丁目c番d号ef号の被告人方において、別表1記載の猫1匹に対し、その身体を多数回にわたり床に叩き付けるなどの打撃を加え、よって、同月18日頃、同所において、同猫を多発外傷による外傷性ショックにより死亡させ、もって愛護動物をみだりに殺し</p> <p>第2 同月18日午後8時26分頃、同市g町h丁目i番j号所在のk北側緑地帯において、前記第1事実記載のとおり殺した猫で、廃棄物である動物の死体をみだりに捨て</p> <p>第3 同年12月1日頃、前記被告人方において、別表の2記載の猫1匹に対し、その身体および頭部を多数回にわたり床に叩き付けるなどの打撃を加え、よって、その頃、同所において、同猫を頭部損傷による硬膜外出血及び脳浮腫により死亡させ、もって愛護動物を殺し</p> <p>第4 同月2日午前1時23分頃、前記k南東側公園敷地内において、前記第3事実記載のとおり殺した猫で、廃棄物である動物の死体をみだりに捨て</p> <p>たものである。</p>	<p>判決 懲役1年 (執行猶予3年)</p> <p>注：廃棄物処理法との併合罪による量刑</p>
9	虐待	2018/ 4月上旬頃～ 6/6	2018/11/29	2018/12/3	名古屋 簡易裁判所	<p>被告人兩名は、当時の被告人兩名方において、愛護動物である猫を飼養していたものであるが、共謀の上、平成30年(2018年)4月上旬頃から同年6月6日までの間、みだりに猫の排泄物が堆積した同所で猫45匹を飼養し、もって愛護動物に対し、虐待を行ったものである。</p>	<p>略式命令 兩名ともそれぞれ罰金 10万円</p>

出典：裁判所 HP「裁判例情報」http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1?reload=1

TKC ローライブラリー「LEX/DB インターネット」<http://www.tkc.jp/law/lawlibrary>

DI-Law.com「判例体系」https://www.d1-law.com/service_info/hanrei.html

LIC/DB「判例秘書 INTERNET」<https://www.hanreihisho.com/hhi/>

Westlaw. japan「判例」<https://www.westlawjapan.com/>

注：本表は、「平成19年度動物の遺棄・虐待事例等調査報告書」における判例の掲載状況を踏まえて、平成16年(2004年)以降の動物愛護管理法上の虐待・遺棄にかかる事案を上述の出典により入手できた範囲で一覧にしたもの。

注：本表の「種類」の欄において「殺傷」は現行法44条1項、「虐待」は現行法44条2項、「遺棄」は現行法44条3項、「多頭飼育」は現行法46条の2の適用があった事案(「遺棄」と「多頭飼育」にかかる事案は入手されなかった)。

注：本表の「事実関係」の欄は、判決中の「罪となるべき事実」等の内容を抜粋したもの。ただし「事実関係」と「刑罰」の欄の斜体部分は作成者による。